

令和6年度日出町立学校印刷機器賃貸借業務について、公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和6年6月21日

日出町長 本田 博文

1 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度日出町立学校印刷機器賃貸借業務
- (2) 業務内容 学校における印刷機器の設置及び保守管理
(詳細は、「令和6年度日出町立学校印刷機器賃貸借業務調達仕様書」(以下「調達仕様書」という。)による。)
- (3) 契約期間 令和6年9月1日から令和11年8月31日まで
※契約期間及び業務内容は、町と受託者との協議により決定する。
- (4) 履行場所 日出町立小学校(5校)及び中学校(2校)
- (5) 契約方法 契約は、業務委託契約とし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約として締結するものとする。

2 参加資格

参加資格を有する者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- ア 地方公共団体若しくはそれと類似する団体を対象とした同様の業務を行い、現在も運用実績が1件以上あること。
- イ 日出町の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。搭載のない業者についても、指名停止と同等の事項が発生していないこと。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 日出町暴力団排除条例(平成23年日出町条例第1号)第2条第2号及び第3号に規定する者が、経営、業務等に直接又は間接的に関わっていないこと。

3 提供資料及び手続

- (1) 提供資料
実施要項等このプロポーザルに関する資料は、日出町ホームページにより提供する。
- (2) 手続等

このプロポーザルに関する手続は、実施要項等を参照すること。

4 事務局 日出町教育委員会 教育総務課
〒879-1506 大分県速見郡日出町3891番地2
電話：0977-73-3157
FAX：0977-73-3800
メール：kyoiku【@】town.hiji.lg.jp